

平成21年第2回御宿町議会定例会

議事日程（第2号）

平成21年6月19日（金曜日）午後 1時30分開議

- 日程第 1 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 2 議案第 1号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3号 町道路線の廃止について
- 日程第 5 議案第 4号 平成21年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第 5号 平成21年度御宿町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第 6号 平成21年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 7号 平成21年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 8号 平成21年度御宿町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める
請願書
- 日程第11 請願第 2号 「国における平成22（2010）年度教育予算拡充に関する意
見書」採択に関する請願書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

- 追加日程第1 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 追加日程第3 発議第2号 国における平成22（2010）年度教育予算拡充に関する意見
書の提出について

出席議員（12名）

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 松崎啓二君 | 2番 | 白鳥時忠君 |
| 3番 | 川城達也君 | 4番 | 新井明君 |
| 5番 | 石井芳清君 | 6番 | 伊藤博明君 |

| | | | |
|-----|---------|-----|----------|
| 7番 | 小川 征 君 | 8番 | 中村 俊六郎 君 |
| 9番 | 式田 孝夫 君 | 10番 | 貝塚 嘉軼 君 |
| 11番 | 大地 達夫 君 | 12番 | 瀧口 義雄 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|---------|----------|
| 町 長 | 石田 義廣 君 | 教 育 長 | 佐藤 和己 君 |
| 総務課長 | 氏原 憲二 君 | 企画財政課長 | 木原 政吉 君 |
| 産業観光課長 | 藤原 勇 君 | 教 育 課 長 | 大竹 伸弘 君 |
| 建設環境課長 | 米本 清司 君 | 税務住民課長 | 岩瀬 由紀夫 君 |
| 保健福祉課長 | 瀧口 和廣 君 | 会 計 室 長 | 渡辺 晴久 君 |

事務局職員出席者

| | | | |
|---------|---------|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 多賀 孝雄 君 | 主 任 主 事 | 市 東 秀 一 君 |
|---------|---------|---------|-----------|

開議の宣告

議長（新井 明君） 皆さん、こんにちは。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

6番、伊藤博明君が病院の都合により少しおくれるとの連絡がありました。

ただいまの出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

報告第1号の上程、説明

議長（新井 明君） 日程第1、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

木原企画財政課長の説明を求めます。

木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） それでは、報告第1号 平成20年度御宿町繰越明許費繰越計算書についてご報告いたします。

報告第1号の繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

国の第2次補正予算に関連した経費が大半を占めており、予算成立の時期から年度内での執行は困難であるため、明許繰越手続を行ったものであります。

まず1ページ、2款総務費の旧岩田小学校耐震診断調査事業、庁舎正面玄関自動ドア整備事業、御宿台緑道階段手摺取付事業については、地域活性化生活対策臨時交付金に関連するものでございます。

旧岩田小学校耐震診断事業につきましては、特別教室の耐震診断を行うものであります。6月3日に入札を行い、調査の終了を8月31日に予定しております。繰越額は委託金の141万4,350円でございます。

庁舎正面玄関自動ドア整備事業につきましては、役場庁舎正面玄関の中央扉を自動ドアに改修するものであり、5月22日に入札を行いまして、8月31日を完了予定としております。繰越額は工事費の325万5,000円でございます。

御宿台緑道階段手すり取り付け工事につきましては、御宿台の緑道の階段3カ所に手すりをつけるものであり、発注は6月末を予定しております。事業の完了については8月末を予定し、繰越額は工事費の337万500円でございます。

以上、3事業の財源につきましては、国庫支出金の生活対策臨時交付金をそれぞれ充当しております。

続いて、定額給付金給付事業でございますが、1人当たり1万2,000円を給付する定額給付金にかかわる事業であり、本事業につきましても予算をのせる時期から年度内の執行が困難であることから繰越手続を行いました。

これまでの実績でございますが、昨日現在で対象3,435世帯のうち、3,300世帯は受け付け済みであり、残り135世帯を給付するのみとなっております。9月末を事業の終了時期として、繰越額は事務費及び給付費を合わせまして1億2,796万7,579円で、財源といたしましては、既に平成20年度で収入を受けた事務費分69万7,579円のほか、事業費として国庫支出金1億2,727万円を充当しております。

3款民生費、1項社会福祉費の地域福祉センターバリアフリー整備事業、車椅子搭載車両整備事業につきましては、地域活性化生活対策臨時交付金に関連する事業でございます。

地域福祉センターバリアフリー整備事業につきましては、地域福祉センター正面玄関から駐車場にかけてスロープを設置するものであります。5月22日に入札を行いまして、8月25日を完成予定としております。繰越額は設計委託、工事費を合わせまして220万5,000円でございます。

車いす搭載車両整備事業につきましては、地域福祉センターで使用する送迎用の車両を車いすに乗ったまま乗降できる車両に買いかえるものでございます。4月28日に発注しており、特殊車両のため整備に期間を要することから、6月中の納車予定となっております。繰越額は諸経費、購入費合わせまして193万3,970円でございます。

以上、2事業の財源につきましては、国庫支出金の生活対策臨時交付金をそれぞれ充当しております。

2ページに移りまして、2款児童福祉費、子育て応援特別手当支給事業でございますが、定額給付金給付事業と同様、国の第2次補正予算関連のものであり、本事業につきましても予算の成立時期から年度内の執行が困難なため、繰り越しを行ったものであります。66件が対象となっており、6月10日の支払いをもってすべて終了しております。繰越額は事務費及び事業費を合わせて66万5,598円で、全額国庫支出金を充当しております。

次に、御宿児童館耐震診断調査事業及び御宿保育所耐震診断調査事業につきましては、それぞれ施設の耐震診断を行うものであります。これらの事業につきましては、国の第1次補正予算による地域活性化安心実現総合対策交付金を活用するものです。こちらも年度内の調査が困難なことから、繰越手続を行ったものです。

児童館につきましては、平成21年3月13日から調査を実施し、4月30日に調査を終えております。保育所につきましては、平成21年1月22日に入札を行い、4月30日に調査を終了しております。繰越額は、児童館の委託料36万7,500円、保育所につきましては147万円を繰り越し、全額国庫支出金の地域活性化安心実現総合対策交付金を財源充当しております。

6款商工費ですが、観光サイン看板設置事業、メキシコ公園トイレ改築事業、月の沙漠記念館昇降機設置事業につきましては、地域活性化生活対策臨時交付金に関連する事業でございます。

観光サイン看板設置事業につきましては、老朽化した観光サイン看板を改修するものです。6月末に発注する予定であり、緊急度の高い箇所から順次整備し、6月10日を完了予定としております。

メキシコ公園トイレ改修事業につきましては、5月22日に設計を発注したところであり、自然公園内での工事であることから、現在、県との調整を行っているところでございます。建設許可がおり次第、工事に入りますが、おおむね7月上旬に着工し、9月15日に完了を予定しております。

月の沙漠記念館昇降機設置事業につきましては、座ったまま移動できる昇降機を館内の階段に設置するものであり、6月中に発注し7月末を完了予定としております。

繰越額は、観光サイン看板設置事業で委託料1,000万円、メキシコ公園トイレ改修事業で、設計、委託、工事費を合わせて3,004万2,000円、月の沙漠記念館昇降機設置事業で工事費300万円を繰り越し、国庫支出金の地域活性化生活対策臨時交付金をそれぞれ財源充当しております。

次に、メキシコ記念塔改修工事につきましては、材質等の選定に時間を要し、年度内の完成が困難なことから繰越手続を行ったものであり、平成21年3月25日に入札を行い、6月5日に完了したところであります。繰越額は、工事費762万3,000円で県支出金400万円を充当しております。

3ページに移りまして、9款教育費の事業につきましては、すべて地域活性化生活対策臨時交付金に関連する事業でございます。

4 項社会教育費、公民館耐震診断調査事業につきましては、施設利用者の安全を担保するものであり、6月3日に入札を行いました。8月31日を調査の終了予定とし、繰越額は委託料の179万円でございます。

公民館大ホール舞台設備整備事業及び公民館大ホール音響備品整備事業につきましては、大ホールにおいて舞台のつりものワイヤーの交換工事、マイクや受信機などの音響設備を整えるものでございます。舞台設備整備事業においては、6月2日から3日にかけて行い、既に完了しております。繰越額は工事費の95万250円でございます。音響備品整備事業におきましては、6月3日に発注、9日には納品されており、繰越額は備品購入費の40万50円でございます。

歴史民俗資料館トイレ整備事業につきましては、既存の和式トイレ2台を洋式トイレに交換するものであります。6月9日に発注し、7月31日を完了予定としております。繰越額は工事費の49万3,500円でございます。

ドン・ロドリゴ上陸地記念碑整備事業でございますが、田尻海岸にロドリゴ上陸地としてスペイン語版の石碑を設置するもので、400周年記念に関連した事業でございます。6月12日に発注し、9月20日を完了予定としておりまして、繰越額は工事費の98万7,000円でございます。

次に、5 項保健体育費、海洋センター設備整備事業でございますが、B & G 正面玄関わきの花壇の一部を取り壊しましてスロープを設置するほか、既存の和式トイレ2台を洋式トイレに交換するものでございます。6月9日に発注しており、工事の完了につきましては、トイレ改修が7月31日、スロープ設置が8月31日を予定としております。繰越額は、工事費127万500円でございます。

運動機材整備事業につきましては、卓球台、ランニングマシン、振動運動機器などの運動機材を整備するものでございます。4月8日に発注し、5月25日にはすべて完了となり、繰越額は備品購入費の144万8,850円でございます。教材費の事業に係る財源につきましては、地域活性化生活対策臨時交付金をそれぞれ充当しております。

以上、繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） 以上で、報告第1号を終了いたします。

議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第2、議案第1号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

岩瀬税務住民課長の説明を求めます。

岩瀬税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） 議案第1号 御宿町国民健康保険税条例の一部改正について説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

1 ページですが、附則第3項は、上場株式等の配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例の規定ですが、地方税法の改正により、株式の配当所得については申告分離課税が選択できることとなったため、申告分離課税を選択した場合は、国保税の所得割の計算において総所得金額、山林所得金額に配当所得を加算する規定を追加するものです。

附則第4項は、長期譲渡所得に係る課税の特例の規定ですが、地方税法の改正により、長期譲渡所得の課税の特例として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までに取得した土地等を5年以上保有して譲渡した場合1,000万円を控除することとなったために、条文を追加するものです。

2 ページをお願いします。

附則第5項は、短期譲渡所得に係る課税の特例ですが、内容は、附則第4項の長期譲渡所得の規定を短期譲渡所得に読みかえる規定です。この場合は、前項で追加した長期譲渡所得の条文を除いて読みかえるものです。

附則第7項は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る課税の特例の規定ですが、地方税法の改正により、上場株式等の譲渡所得と配当所得が損益通算できることとなったため、規定を追加するものです。

附則第10項は、先物取引の雑所得等に係る課税の特例の規定ですが、先物取引に係る所得に譲渡所得を加えるものです。

説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5 番、石井芳清君。

5 番（石井芳清君） 国保税条例の改正ということですが、6月半ば過ぎておりますが、本年度の税額についてはこれからなんでしょうか。それとも、一応これをもって、いわゆるこの中には税額等の改正については今回ないわけでありませけれども、これで税額確定だとすれば、要するに例年並みの課税ということになるかと思えますけれども、まずその点。

そして、出納検査の結果報告書などを見ますと、一定の繰越金などというのも国保会計の中にもあるようでありますけれども、そうしたものの中で、1円でも引き下げというような検討

というのはされなかったのか、それについてお伺いをしたいと思います。

議長（新井 明君） 岩瀬税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） 今年度の税額と税率等については、特に昨年と変わりがありませんで、そのまま現状で課税いたします。

それと、繰越金の関係なんですけれども、平成20年度の繰越金で5月末で締めて、1億3,000万円ほどの繰り越しが出ているんですけれども、このうちの4,500万円を平成21年度の当初予算で歳入に組みました。また、平成20年度の前期高齢者交付金が過大に交付されているところがありまして、大体5,000万円ぐらいということなんです。これを2年後に精算することになりまして、平成22年度、来年度の予算のときにその分を精算する見込みであり、その分が交付金で減ってきますので、平成20年度の交付金を基金積み立てして、平成22年度の歳入に充てる予定でいます。

残った分については補正財源に充てますので、現状では税率を下げる状況ではありません。以上です。

議長（新井 明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第3、議案第2号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

瀧口保健福祉課長の説明を求めます。

瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第2号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本条例は、介護保険料の徴収猶予及び減免の改正をするものです。

介護保険制度は、町民が支え合う助け合いの精神で、町民の方に賦課及び徴収を行っているところです。生活が著しく困窮した方や災害などの特別な事情により保険料の納付が困難になった場合は、保険料の徴収猶予及び減免を定めています。

この改正では、さまざまな納付困難事由に柔軟に対応できるよう条例を改正するものでございます。

新旧対照表により説明いたします。

第8条ですが、1号から4号までは、災害、病気、失業、農漁業の天災により収入減になった場合は猶予をする規定がされていますが、今回の改正で、第5号として、特別な事情がある者は猶予できる条項を追加するものです。

次に、第9条では、1号から4号までは、同じく災害、病気、失業、農漁業の天災による収入が著しく減少した場合は減免できる規定を設けているところですが、今回の改正で、5号として、第1号被保険者が刑事施設、労役場その他これに準ずる施設に拘禁した時も減免ができる条項を追加するものです。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 介護保険条例の改正ということではありますが、町長の裁量権の拡大というふうに理解をしておりますが、今回の改正における特別な事情のあるということは、やはり規則等でこれも一定定める必要があるのかなというふうに思うわけでありまして、具体的にどのように運用されるかですね。この点についてお伺いしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 現在、想定しているところでは、犯罪被害者などを想定しているところでございます。

議長（新井 明君） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (新井 明君) 挙手多数です。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第 3 号の上程、説明、質疑、採決

議長 (新井 明君) 日程第 4、議案第 3 号 町道路線の廃止についてを議題といたします。米本建設環境課長の説明を求めます。

米本建設環境課長。

建設環境課長 (米本清司君) それでは、お手元の議案の表にて説明いたします。

路線名は 2170 号線、起終点は実谷 813 番の 2 地先から実谷 793 番 1 地先までです。幅員は 1.5 メートル。延長 48.50 メートルです。町道 0106 号線の拡幅工事に伴い、道路用地内に含まれるために廃止するものです。なお、廃止した町道 2170 号線の用地については、町道 0106 号線に含まれます。

資料としまして、次のページ、案内図の赤線部分が廃止路線でございます。なお、緑の部分は拡幅後の道路でございます。ほか、添付資料として現況写真に廃止路線箇所を明示してありますので、あわせてご覧ください。

簡単ですが説明を終わります。

議長 (新井 明君) これより質疑に入ります。

5 番、石井芳清君。

5 番 (石井芳清君) 町道路線の廃止についてであります。今、説明をいただいたところでありますけれども、0106 号線というのは、近年大幅に拡幅して整理したところだというふうに理解しておりますけれども、その拡幅する前の、いわゆる 0106 号線ということで、路線名はたしか変わらなかったと思うんですね。路線名は変わらなかったですよ、拡幅する前と。そうしますと、この拡幅する前の 0106 号線というの、供用開始してから、少なくともそういう名前をつけてからかなり時間がたつというふうに認識しているわけです。

そうしますと、これ参考までなんですけれども、2170 号線というのは、そのかなり前の路線が残っていたというふうに理解するわけなんですけれども、その辺の歴史的な経過がわかれば説明いただきたいということと、もう 1 点は、この 0106 号線は、たしか町の計画では県道上布施勝浦線にその真っすぐと接合するということになっていたかというふうに思うんですけれども、その辺の進捗状況についてあわせて説明していただきたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 路線の認定の経緯ということでございますが、昭和62年3月に御宿町の路線が再認定をしたということでございます。昔で言いますと大正5年から始まります。この路線につきましては、旧布施村地区に含まれますので、その辺の経緯については把握はしておりません。

あと、0106号線の道路改良工事でございますが、通常リゾート関連道路と私たちは呼んでいます。現在620メートル、ゴルフ場の近辺が供用開始されております。用地買収を先行させておりまして、事業ベースでは平成20年度までには用地が87%、工事が22%というふうに伺っております。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第4号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第5、議案第4号 平成21年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

瀧口保健福祉課長の説明を求めます。

瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第4号 平成21年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正の理由は、平成19年度の老人保健会計の精算額が確定したため、老人保健拠出金の補正をするものです。

それでは、予算書の事項別明細書5、6ページより説明いたします。

歳入、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金93万9,000円を増額する

ものです。これは老人保健拠出金の法定負担50%分です。

次に、9款繰越金、1項繰越金、その他繰越金767万6,000円を追加して、収支の均衡を図ります。

続きまして、歳出6ページをお願いいたします。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金として861万5,000円を追加し、支払基金に医療費分と事務費の精算金として負担するものです。

以上、歳入歳出それぞれ861万5,000円を追加し、予算総額を10億2,352万5,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第5号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第6、議案第5号 平成21年度御宿町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

瀧口保健福祉課長の説明を求めます。

瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第5号 平成21年度御宿町老人保健特別会計補正予算につきまして説明いたします。

今回お願いいたします補正の主な内容は、平成20年度老人医療費確定に伴う、法定負担率に基づく精算でございます。

予算書の5ページより説明いたします。

歳入で、2款国庫支出金609万2,000円、3款県支出金13万3,000円、5款繰越金3万8,000円

をそれぞれ増額するものです。

続きまして6ページをお願いいたします。

2款諸支出金、1項償還金で230万5,000円を増額するものです。これは支払基金へ返還するものでございます。

2項繰出金395万9,000円増額は、平成20年度の国庫負担分を一般会計で一時負担して運営してきたため、繰出金として一般会計へ歳出するものです。

以上、歳入歳出それぞれ626万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を776万7,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第6号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第7、議案第6号 平成21年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

瀧口保健福祉課長の説明を求めます。

瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第6号 平成21年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明いたします。

今回お願いいたします補正の内容は、平成20年度後期高齢者医療保険料の還付金について、追加補正をお願いするものです。

それでは、予算書の5ページの歳入の明細から説明いたします。

3款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金22万円を増額するものです。こ

れは広域連合からの保険料の還付を受けて財源に充当するものです。

続きまして、6ページをお願いいたします。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金22万円増額については、平成20年度の還付予定者に支払うためのものです。

以上、歳入歳出それぞれ22万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億686万7,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第7号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第8、議案第7号 平成21年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

瀧口保健福祉課長の説明を求めます。

瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第7号 平成21年度御宿町介護保険特別会計補正予算について説明いたします。

補正の内容は、平成20年度に積み立てました介護従事者処遇改善臨時特例基金から、制度周知するための経費を繰り入れるものでございます。

予算書の6ページの事項別明細書より説明いたします。

歳入、6款繰入金、2項基金繰入金、2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金として、基金161万2,000円を取り崩し、歳出の財源とするものです。

次に、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、11節需用費の印刷製本費に

については、介護保険報酬改定に伴い、国からの交付金を充てていることを周知するためのリーフレットを作成する費用として22万6,000円の増額をお願いするものです。

次に、13節委託料につきましては、納付書に制度改正の周知と介護報酬改定の電算システム改修、または保険料の改定のための電算システムの改定委託料で138万6,000円の増額をお願いするものです。

以上、歳入歳出それぞれ161万2,000円を増額し、予算総額を6億5,371万3,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 介護従事者処遇改善臨時特例基金ということでありまして、具体的なこの事業の中身の説明をこの際ですからお伺いしたいというふうに思います。介護従事者におかれましては、特にこの農村部においては移動距離、また時間が大変多いということの中で、先般もある町民のお宅へ伺ったときに、ちょうどヘルパーの方がいらしてまして、非常に労働環境が悪いということで、いつまでやっていられるかなというようなお話を実際されておりました。

やはりこれから高齢者が多くなっていく。そしてまた、そうした方々を支える人々、本当はきちんとそれに対する労働に見合った対応をとるとというのが大変大事だろうと思いますし、それがそういう人々を増やしてくる、また労働の質を高めるというふうに思うわけでありまして、けれども、今回これが国のほうで若干盛られたわけでありまして、そうしたものが制度とともに、きちんとそういう人々に、従事者に対して支払われていくのかということ、どのように担保されるのか。それも含めまして説明を受けたいと思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 今回の国の制度による介護従事者処遇改善臨時特例基金につきましては、介護従事者の劣悪な労働環境を改善するために、介護報酬の3%をアップすることを基本として交付されたものです。現場の意見などを聞きますと、介護従事者の報酬アップにはつながらず、介護従事者の人数、人を増やすような方向で現場従事者は意見が聞かれるところでございます。介護施設につきましても、介護報酬の問題からなかなか新規参入というのが、この地方では見受けられないというのが現状でございます。

議長（新井 明君） 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(新井 明君) 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

ただいまより10分間休憩といたします。

(午後 2時05分)

議長(新井 明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時18分)

議案第8号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第9、議案第8号 平成21年度御宿町一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

木原企画財政課長の説明を求めます。

木原企画財政課長。

企画財政課長(木原政吉君) それでは、議案第8号 平成21年度御宿町一般会計補正予算(案)(第2号)についてご説明申し上げます。

予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ7,700万円を追加し、補正後の予算総額を27億4,179万2,000円と定めるものであります。

補正の主な内容ですが、雇用対策事業として採択を受けた各種雇用対策経費や子育て支援の一環として、子供たちの健全な成長を願うとともに、保護者の負担を軽減するための支援金、さらには国の平成21年度第1次補正予算に伴う地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金を活用して実施する緊急度の高い生活関連道路の舗装、改良等でございます。

補正財源といたしましては、国の第1次補正予算に伴う地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金や老人保健特別会計の精算繰入金のほか、平成20年度か

らの純繰越金491万2,000円を加え、収支の均衡を図りました。

それでは、補正予算の各項目にわたる詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

6ページをお開きください。

初めに、歳入予算、14款国庫支出金、2項国庫補助金ですが、3目土木費国庫補助金2,000万円につきましては、一般国道とネットワークを形成する事業や沿道環境対策などの事業に対して、国から事業費の2分の1が補助されるものであります。今回、国道128号にアクセスする須賀多目的広場から記念館前、御宿漁港周辺等の舗装改良工事の事業費4,000万円の2分の1が補助されるものでございます。現在、国より交付内示を受けており、担当課にて事業実施に向けて申請の事務手続を進めております。

6目総務費国庫補助金3,800万円です。内容につきましては、国の第1次補正予算に伴う地域活性化・経済危機対策臨時交付金として2,000万円。この交付金につきましては、5月に開催しました全員協議会、また昨日等も各常任委員会で説明させていただきました。町配分1億1,000万円の一部を予算計上したものでございます。なお、今回は早急に実施する必要性がある道路改良工事1事業につきまして予算計上させていただきました。その他の事業につきましては、現在調整中でございますので、今後、調整が整い次第、随時予算計上させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、地域活性化・公共投資臨時交付金1,800万円。この交付金につきましても、国の第1次補正予算に伴うもので、先ほどご説明いたしました土木費国庫補助金で実施する舗装改良工事の事業費4,000万円のうち、地方負担分2,000万円の9割が補助されるものでございます。

次に、15款県支出金、2項県補助金ですが、1目総務費県補助金180万2,000円につきましては、町有地のり面保護雑木調査及び伐採業務委託事業として、千葉県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金の採択を受けております予算を計上するものでございます。補助金の内容としましては、失業者に対する短期の雇用で、委託料の10分の10が補助され、要件は事業費に占める人件費の割合が7割以上で、事業に従事する全労働者に占める新規雇用に対する失業者の割合は4分の3以上であることであります。

7目商工費県補助金588万円につきましては、地域支援を活用した魅力ある観光振興事業として、千葉県ふるさと雇用再生特別基金事業補助金の採択を受けております予算を計上するものでございます。補助金の内容としては、地域における継続的な雇用機会の創出を図ることとし、委託料の10分の10が補助され、要件は事業費に占める新規雇用の人件費の割合が2分の1

以上であることとなっております。

次に、17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金2万1,000円につきましては、御宿町活力あるふるさとづくり基金条例に賛同し、同施行規則第3条による事業種類、夢を育む人にやさしいまちづくり事業に充てるため、2件、2万2,000円の寄附がありましたので、当初予算計上分1,000円を差し引いて2万1,000円を計上するものでございます。

続いて、7ページをお開きください。

次に、18款繰入金、1項特別会計繰入金、1目老人保健特別会計繰入金365万8,000円につきましては、平成20年度の老人保健医療費確定に伴う一般会計補助負担分の精算による繰り入れでございます。

次に、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、平成20年度からの純繰越金491万2,000円を計上し、収支の均衡を図りました。

次に、20款諸収入、2項雑入、4目雑入272万7,000円でございます。内容につきましては、宝くじ助成金として250万円。これは岩和田地区が宝くじの助成金を受けたことによる財団法人自治総合センターの助成金であります。この事業は、宝くじ収益金を原資といたしまして、地域住民が行うコミュニティ活動の促進を図ることを目的として、平成21年4月1日付で確定通知を受けております。なお、この事業の補助率は10分の10で、限度額250万円となっております。

広告掲載料金といたしまして13万円、御宿町広告掲載基準に基づき、封筒の町内掲載料2万5,000円で4枠、町外掲載料3万円で1枠、合計13万円を計上するものでございます。

公有財産保険として9万7,000円、弓道場のシャッターが強風で壊れたことにより、その修繕料が建物災害共済事業の補てん対象となりましたので、19万5,000円の2分の1を計上するものでございます。

以上、歳入予算として合計7,700万円を追加補正しております。

次に、歳出予算についてご説明させていただきます。

8ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費ですが、3目財産管理費180万2,000円につきましては、町有地のり面保護雑木調査及び伐採事業委託事業でございます。内容につきましては、町有地の景観、のり面保護のため伐採を行う前提として、雑木の必要性の有無の調査を行う費用でございます。雇用対策事業であるため、5名中4名の短期新規雇用者を予定しております。財源につきましては、歳入予算にてご説明しましたとおり、全額県からの補助金を受け、実施するものでござ

います。これにつきましては県内で46団体、165事業が採択を受けております。

4目企画費ですが、11節需用費13万7,000円につきましては、400周年記念事業の開催に伴い、町で使用する封筒の消費が拡大したことによる印刷代でございます。封筒は再生紙を使用し、御宿町広告掲載基準に基づき、広告掲載期間1年分、4万枚の印刷を予定しております。財源につきましては歳入予算によってご説明を申し上げましたとおり、広告掲載料金13万円を充て、残りを一般財源から充てるものでございます。

19節負担金補助及び交付金250万円につきましては、岩和田地区の宝くじ助成金であります。内容につきましては、祭りで必要不可欠な装飾品やテントを整備し、行事の円滑な進行と充実、地域コミュニティの一層の結びつきを深め、地域に伝わる伝統事業を次世代に伝承するものでございます。財源につきましては、歳入予算にてご説明申し上げましたとおり、全額、財団法人自治総合センターからの助成金を受け、実施するものでございます。

10目活力あるふるさとづくり基金積立金2万1,000円につきましては、歳入予算にてご説明申し上げましたとおり、2件、2万2,000円の寄附がありましたので、当初予算計上分1,000円を差し引いて、条例に基づき、その全額を基金に積み立てるものでございます。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費50万円につきましては、子育て支援の一環として小学校に就学するにあたり、1人につき1万円の支援金を送るものでございます。目的といたしましては、御宿町の将来を担う子供たちの健全な成長を願うとともに、少しでも保護者の負担軽減を図るためのものでございます。なお、予算につきましては対象50名を計上するものです。なお、この支援金については3カ年にわたって実施する予定でございます。

次に、6款商工費、1項商工費、3目観光費588万円につきましては、地域資源を活用した魅力ある観光振興事業です。内容につきましては、新たなキャラクターを開発し、そのキャラクターを生かした旅行商品の開発をするほか、地域資源の活用、効果的な情報発信とともに、サービスの向上を図り、観光客の誘致を行う事業です。この事業についても雇用対策事業であることから、3カ年事業で1名の新規雇用を予定しており、また、委託先については町観光協会を予定しております。財源につきましては、歳入予算にてご説明申し上げましたとおり、全額県からの補助を受け実施するものです。県内では24団体、45事業が採択を受けております。

次に、9ページをお開きください。

次に、7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費6,590万円につきましては、生活関連道路の中でも緊急度の高い箇所の舗装改良等について予算計上してあります。工事内容ご

とにご説明させていただきます。

まず、国の第1次補正予算に伴う地域活性化・経済危機対策臨時交付金による道路改良工事で、工事内容としては舗装の劣化が進んでいる農協前線路沿い道路ほかの舗装、区画線の設置及び一部排水修繕でございます。

次に、道路安全対策事業としては、大雨の日など水がたまってしまい、通行に大変危険な状態である町道0108号線の工事で、工事内容としては舗装、区画線の設置及び警戒標識の設置でございます。なお、この路線については、今後、整備計画が予定されておりますことから、緊急度の高い箇所の工事に限定してあります。また、舗装改良工事としては、地域連携推進事業費補助金や地域活性化・公共投資臨時交付金の補助を受け実施する工事で、工事内容といたしましては舗装や区画線の設置を予定し、場所につきましては須賀多目的広場から記念館前道路ほかを実施するものでございます。

次に、9款教育費、5項保健体育費、2目体育施設費26万円につきましては、強風により町社会体育施設である弓道場のシャッターが5枚のうち2枚破損したことによる修繕費と、海洋センタープールを開設するにあたり、施設の点検をしたところ、循環浄化装置の一部が壊れており、機械が真空状態にならず、水を送れないための修繕費でございます。財源につきましては、歳入予算にてご説明いたしましたとおり、公有財産保険9万7,000円を充て、一部を一般財源から充てるものでございます。

以上、歳出予算額7,700万円を追加し、補正後の歳入歳出総額を27億4,179万2,000円とするものであります。

以上、説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

12番、瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） 二、三質問させていただきます。

それにしても、早速子育て支援50万円ですか、3年間ということ。それと、0108号線ですか。緊急に補正で組んでいただいて感謝しております。できましたら来年度、中学生まで考えていただければ幸いです。子育て支援のほうですけれども。

そういう中で、ちょっと今回地域活性化、また経済臨時対策交付金という形で、3月の補正約5,700万円、今回まだ申請の途中なんでしょうけれども、ブロードバンド含めて約4億7,000万円ぐらいになりますか。あれが3億円という形で、1億1,000万円という中で、在庫一層セールができるのではないかと考えております。

そういう中で、これだけの事業費ですね。どうやって透明性、公平性、また業者の選定ですね。随意契約で行くのか、また同じような業者が何度も何度も落札するようなことになっていってしまうのか。

また、これは地域の活性化臨時経済の緊急対策という中で、町内業者ができるものは町内業者に発注するのか、あるいはもっとほかの安いところに発注するのか。例えば、教育課で今度はテレビを入れますね、地デジ対策で。量販店を使うのか、町内の業者を使うのか。業者は1者にするのか、また分散して、ともに利益をもたらすのか。そういういろいろな考えがあると思うんですね。工事だって1者に限定しちゃうのか、分離発注するのか。やはり活性化だから同じ町内の人を、ともに生きるすべを、この不景気の中、配分していくのか、その辺の考えを一つですね。

それと、きのう、産業建設委員会でご説明がありましたけれども、また、ここでもありましたけれども、生活道路の緊急対策として舗装するという中で、漏水が91%だと、湧水のほうはね。そういう漏水の検査をなさるという中で、御宿町は特別会計の水道と建設を一緒にしてございます。それは、やはり掘ってはやめ、掘ってはやめという無駄を省くという意味の中で、やはり鉛管が埋まっているということですから、この際、費用は大変ですけれども、できましたらこの道路舗装、道路を掘り上げますから、そのときに鉛管の、これは町のやはり仕事でしょうから、水の安全・安心のためにも、ぜひこの機会にできるだけやっていただければなと、これは一つの要望です。できればこの緊急対策のやつでやっていただければ、どうせやらなければいけないし、また掘ったり埋めたりというのは二重の手間です。

ましてや、何度も言うように、御宿町は建設水道と特別会計をくっつけてありますから、その辺のご配慮を賜りまして、一体の工事ができれば、より有効的ではないかなとご提案でございます。

それともう1点、きのう白鳥議員が質問しまして、また今、担当課長が繰越明許のときに説明されましたけれども、何度も聞くようですね、メキシコトイレの関係ですね。ああいう形で進んでいますけれども、突然、今度はトイレからガードレールまで出てきた。そういうときは、どうやってそうなっていったかという、まず説明があつてしかるべきかな。別にガードレールがいけないというのではなくて、当初と変わったということをまず説明が必要じゃないか、入札の前に。そういう中で、この件に関して3点ぐらい。

まず、設計をいつしたのか。あそこは自然公園ですから、いつ申請したのか。いつ許可がおりたのか。

それと、前、説明を受けたとき、あそこ2万7,000人とか3万人来るという中で、90人槽、九十何人槽という話がありまして、小川議員がこの辺の専門で詳細な計算をしまして、25人槽ぐらいで大丈夫じゃないかという話をしましたら、今度は14人槽で申請した。では、今までの説明は何だった。そんなに、やはり一番、家を建てるとかなんとか、設備、そういうものが基本になります、設計では。そういうものは庁舎内でどう検討されて事業になって、公衆トイレの基準があるという説明をして、やはり90人槽だという話をここでは伺っております。それが何で14人で大丈夫になっちゃうのかという、その積算に占める設備のウエートは大きいと思うんです。

それと、今後、観光協会のあの建てかえを考えているというようなときに、こういう基本的な問題が変わっていったらというのは、大変不信感を持たれます。そういう中で、やはり議会ですからしっかり納得いく説明をして、執行して行ってほしい。よりよいものをつくるというためにも、しっかりした説明と了解が必要ではないか。さらっと述べましたけれども、その辺をちょっとお願いします。

議長（新井 明君） 12番、瀧口義雄君に申し上げます。

ただいまの発言は議題外にわたっておりますので、それを注意をさせていただきます。

それと答えるのに際して、議題内で答えるようにということでございます。

木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 第1番目のご質問の、地元の業者に対する配慮という点と発注方法ですが、今回20事業、今の段階ではございまして、ご説明したとおりでございます。今回そのうちの一つについては、6月の補正ということで上げさせていただきました。今後、準備整い次第、順次やっていくわけですが、今回この経済対策の交付金のそもそもの国からの指示が、この交付金の活用に当たっては地域の中小企業の受注機会に特に配慮するように要請するというところでありますので、その辺について配慮した中で進めていきたいというふうに考えております。

2点目の手戻りのない工事についてということですから、充分それを検討して、担当課と協議した上で実施したいというふうに考えております。

議長（新井 明君） ほかに質疑ございませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 8ページの財産管理費でお伺いいたしますが、町有地のり面保護雑木調査業務委託ということでもありますけれども、これは町内全域なんでしょうか。それとも、

一定何点が具体的な場所があって、その場所に対しての調査業務なんですか、それについてお伺いをしたいと思います。

それから、もう1点目、土木費であります、道路新設改良費ということで、補正前の額586万何がし、それから補正額ということでありますが、これは端的に言って、補正額というのは補正前の額に対して何パーセントになるのでしょうか。

それから、前段者の質問に対して、地域経済に資する契約を行いたい旨の説明があったわけですが、それは具体的に契約ですよ。例えば入札とかいろいろ手法があると思いますけれども、その枠と申しましょうか、例えば資本金だとかいろいろありますね。例えば町内限定だとする場合、町内限定としてそれができるものなのかどうかを含めて、具体的な契約事務ですね、どのように進められるのか。その資すると言った担保をどうするかですね。

それから、土木費の中で、先ほど舗装改良工事ということで、須賀多目的グラウンドから記念館というようなご説明があったわけでありまして、多目的広場の事務所のわきですね、信号のすぐそばでありますけれども、たしか集水ますのようなものがありまして、先般大分雨が降ったときに、そこが大分水たまりになっていまして、どうも水はけが悪いような状況になっていたと思うんですね。今回多額のお金でこれ改良されるようでありますので、その辺が現在どうなっているのかということ。

それと、今回比較的いわゆる目抜き通りですね、ほとんど。それで、この間、きのう町長もおっしゃられておりましたけれども、いわゆる道路改良等においては、本当に必要最小限で、ほとんど穴のあいたところを緊急的に埋めて、事故が起こらない程度にするというのが実態だったと思うんですね。いわゆるいっけん道路と言うんですか、昔で言えば赤道だろうと思うんですけれども、そういう区域内の細かい道路というのが相当荒れてきているというふうに思うんですね。これこそ生活道路であり、安心・安全じゃないでしょうか。

そういうところは、やはり高齢者の方がよく通られるんですね。というのは、我々若い人は割と車ですから、そのままぱっと行っちゃいますので、すぐ目抜き通りですけども、目抜き通りはやはり車だとか交通量が激しいので、やはりそういう細かい道路を高齢者の方々が通られるし、歩いて通るわけでありまして、そういうところこそこうした予算を使うべきではないかというふうに思うんですけども、それらについてご回答をいただきたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 財産管理で予定しています雑木の伐採については、具体的

には御宿台区地先の町有地、山の部分になります。それと天の守地先を予定しております。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 1点目の土木費の補正額の割合ということですが、当初予算に比べまして5.5倍というような大きな補正額になっております。これにつきましては、先ほども企画財政課長の方からお話があったように、通常の道路改良関係の交付金の中に経済対策ということで、舗装修繕が新規に入れられるようになりました。そういう観点から、今回舗装修繕を重点的にということで、考えたわけでございます。

また、具体的な契約事務ということでございますけれども、これにつきましては指名入札業者の選定ということになると思いますが、規則の範囲内で極力地元業者を指名したいというふうには考えております。

また、多目的広場から記念館、集水柵の水はけが悪いということでございます。私のほうもそれは確認はしております。長い間の堆積土が詰まっておりますので、側溝の清掃から始めなければ抜本的な解決にならないというようなことを認識しておりますので、なるべく早目に対応していきたいと考えております。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 契約については規則の範囲内ということでありまして、こういう形でも既に予算計上されてきているわけでありまして、前段者にも同様な質疑の内容があったというふうに思うんですね。契約について、この間さまざまな議論が、直近の中でされているわけでありまして。それを一定きちんとかいいう形で行うというふうに、この場でやはり表明されると、そのくらいの準備はいただかないとまずいんじゃないですか。

それともう1点、確かに国・県とは枠があるだろうとは思いますが、今言った、本当のいわゆる一問道路、昔ながらの町内の区域内の道路ですね。これは相当荒れているというふうに思うんです。これについてはどうされるのかということなんです、最後私がお聞きしたのは、それについて再度お願いします。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 工事の発注に関しましては、基本的には指名競争入札を考えております。また、一問道路、幅員の狭い補修関係でございますけれども、小補修工事につきましては、単独費等を使用していきたいと考えております。

議長（新井 明君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(新井 明君) 挙手多数です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

請願第1号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第10、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願書についてを議題といたします。

請願第1号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、貝塚嘉 君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

(10番 貝塚嘉軼君 登壇)

10番(貝塚嘉軼君) 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願書について。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会、会長、関英昭。

紹介議員、貝塚嘉軼。

御宿町議会議長、新井 明様。

請願理由。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うもので、義務教育の基盤づくりは国の責務であります。しかし、政府は、教育の質的論議をぬきに、国の財政状況を理由として、次々と対象項目を外し、一般財源化して

きました。今後、見直しがさらに行われると、厳しい地方財政を圧迫するばかりではなく、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすこととなります。国は、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めるため、政府及び関係行政官庁あてに意見書の提出をお願いするものです。

詳細な内容は添付資料のとおりです。

採択くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（新井 明君） 本請願に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、請願第1号を採択することに決しました。

日程の追加について

議長（新井 明君） お諮りいたします。

ただいま提出者、貝塚嘉軼君、賛成者、白鳥時忠君、新井 明、大地達夫君から、発議第1号 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

発議第1号の上程、説明、採決

議長（新井 明君） 発議第1号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（意見書配付）

議長（新井 明君） 貝塚嘉軼君、登壇の上、説明願います。

(10番 貝塚嘉 君 登壇)

10番(貝塚嘉軼君) 10番、貝塚嘉軼。

発議第1号。

平成21年6月19日。

御宿町議会議長、新井 明様。

提出者、御宿町議会議員、貝塚嘉軼。

賛成者、御宿町議会議員、白鳥時忠、新井 明、大地達夫。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を、御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので、割愛させていただきます。

意見書につきましては、配付いたしました意見書どおりでございます。

よろしく願いいたします。

議長(新井 明君) 発議第1号を採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を直ちに採決いたします。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(新井 明君) 全員の挙手です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

請願第2号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第11、請願第2号 「国における平成22年(2010)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてを議題といたします。

請願第2号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、貝塚嘉軼君、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

(10番 貝塚嘉 君 登壇)

10番(貝塚嘉軼君) 10番、貝塚嘉軼。

請願第2号、「国における平成22(2010)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会、会長、関英昭。

紹介議員、貝塚嘉軼。

御宿町議会議長、新井 明様。

請願理由。

教育は、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたちを取りまく環境も変化し、諸課題が山積しています。子どもたちの健全育成をめざし、教育環境の整備を進め、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、よりよい教育を保障するため、「国における平成22(2010)年度教育予算拡充に関する意見書」を政府及び関係行政官庁あてに提出のお願いをするものです。

詳細な内容は、添付資料のとおりです。

採択くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(新井 明君) 本請願に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(新井 明君) 全員の挙手です。

よって、請願第2号を採択することに決しました。

日程の追加について

議長(新井 明君) お諮りいたします。

ただいま提出者、貝塚嘉軼君、賛成者、白鳥時忠君、新井 明、大地達夫君から、発議第2号 国における平成22(2010)年度教育予算拡充に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

発議第2号の上程、説明、採決

議長(新井 明君) 発議第2号を配付しますので、しばらくお待ちください。

(意見書配付)

議長(新井 明君) 貝塚嘉軼君、登壇の上、説明願います。

(10番 貝塚嘉軼君 登壇)

10番(貝塚嘉軼君) 10番、貝塚嘉軼。

発議第2号。

平成21年6月19日。

御宿町議会議長、新井 明様。

提出者、御宿町議会議員、貝塚嘉軼。

賛成者、御宿町議会議員、白鳥時忠、新井 明、大地達夫。

国における平成22(2010)年度教育予算拡充に関する意見書を、御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので、割愛させていただきます。

意見書につきましては、配付いたしました意見書のとおりです。

以上、よろしくお願い申し上げます。

議長(新井 明君) 発議第2号を採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を直ちに採決いたします。

発議第2号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(新井 明君) 全員の挙手です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

閉会の宣告

議長（新井 明君） 以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

ここで、石田町長よりあいさつがあります。

石田町長。

町長（石田義廣君） 平成21年第2回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの定例会では、平成21年度一般会計補正予算を初め9議案につきましてご審議いただき、議員の皆様方のご理解によりまして、いずれもご承認、ご決定いただきまして、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

どうぞ、今後ともよろしくご指導、ご協力のほどお願い申し上げますとともに、時節柄、健康には充分にご留意され、これからもご活躍されますようお願い申し上げます、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（新井 明君） どうもありがとうございました。

議員各位には、慎重審議をいただき、また議事運営につきましてもご協力をいただきまして、円滑な運営ができたことを厚く御礼申し上げます。

これから本格的な観光シーズンとなり、お忙しくなりますが、議員各位におかれましては、健康に充分ご配慮なされますようお願い申し上げます。

以上で、平成21年御宿町議会第2回定例会を閉会します。

これで、本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午後 3時03分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年 9月17日

議 長 新 井 明

署 名 議 員 松 崎 啓 二

署 名 議 員 白 鳥 時 忠